

2024年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

憲法問題

《13:30～14:50》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔設問1〕

次の（1）または（2）のいずれかを選択し、10行程度で説明しなさい。

- （1）政党の憲法上の位置づけとその役割
- （2）八月革命説

〔設問2〕

宗教法人法81条1項は、所轄庁や利害関係人、検察官の請求により、または、裁判所の職権で、宗教法人の解散を裁判所が命じることができる旨を定めている。もっとも、同項は、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」（同項1号）や「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」（同項2号前段）等を解散命令の要件としている。

宗教法人の解散命令が確定した場合、当該宗教法人は法人格を失い、その清算手続が行われることとなる。その結果、宗教法人に帰属する財産は処分されることとなり、その際、礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分される。もっとも、宗教法人法は、もっぱら宗教団体の所有・維持運用や業務・事業の運営といった世俗的事項を規律するにとどまり、それゆえ解散命令の制度自体には、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に介入する意図は存在しない。

Yは、A県に所在する宗教団体であり、宗教法人法に基づいて設立された宗教法人である。YはA県内の自らが所有する施設に道場を設置しており、Yの信者らは道場内の祭壇の前で毎日定時に礼拝を行うとともに、道場内の各所で日々修行に励んでいる。ところが、20**年1月、Yの代表役員およびその指示を受けたYの幹部らは、宗教上の教義に基づき、不特定多数の者を殺害する目的でA県内において化学プラントを建設し作動させ、Yの多数の信者とともに組織的に毒物を生成することを企てた。

その後、新聞報道によりこの事実が明らかになると、Yの所轄庁であるA県知事は、Yの幹部や信者らによるこの一連の行為（以下「本件行為」という。）は殺人予備行為にあたり、同法81条1項1号および同2号に該当する疑いがあると考えた。そこで、A県知事は、Yには同法81条1項1号および同2号に該当する事由が認められるとして、Yの解散命令の請求をB地方裁判所に行い、これを受け、同裁判所はYの解散を命じた（以下「本件解散命令」という。）。

これに対して、Yは、本件解散命令はYの信者らにおいて生じる支障を一切顧みておらず、憲法上の疑義があるとして、本件請求について憲法上の主張を提起して争おうと考えている。

上記事案に含まれる憲法上の問題点について、あなたの意見を述べなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

【参考資料】宗教法人法

(解散命令)

第81条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

二 第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は1年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。

三～五 (略)

2～7 (略)

2024年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A日程：憲法】

《出題趣旨》

〔設問1〕においては、憲法学における基本的事項についての知識を問うことに主眼を置いて出題がなされている。具体的には、「政党」や「八月革命説」といった統治分野からの出題を行った。ただ、統治分野については受験生の学修が不十分であることが多いことを考慮し、この2つのテーマから1つを選択する方式とした。とはいえ、憲法が国家統治の基本的事項について定めた法であることに鑑みれば、統治分野についても十分な学修がなされるべきであることは、いうまでもない。したがって、この〔設問1〕における統治分野からの出題は、《法科大学院に進学し、法曹を志すのであれば、統治分野についても十分に学修しておいてほしい》という本学からのメッセージと理解していただきたい。既修者としての進学を考えている人は、是非ともこの点を心に留めていただければ幸いである。

〔設問2〕においては、憲法上の権利が問題となっている具体的事案について、基本判例を参考にしつつ検討する能力が備わっているかを測定することが目指されている。本問の事案は、オウム真理教解散命令事件（最決平成8年1月30日民集50巻1号199頁）が素材となっており、解答に際しても、そこで展開された判断枠組み等を参考にして検討することが求められている。また、本問では、問題文において、「本件解散命令はYの信者らにおいて生じる支障を一切顧みておらず、憲法上の疑義がある」とのYの主張があることを踏まえ、本件解散命令の合憲性を、とりわけYの信者らの憲法上の権利の観点から検討することが期待されていた。

なお、〔設問2〕では、法的三段論法に即した基本的な論述能力が備わっているかも、あわせて問われていた。したがって、解答にあたっては、具体的な事案の中から憲法上の問題点を明らかにし、ただ闇雲にこれを検討すればよかったわけではない。検討に際しては、まずその検討を行うにふさわしい適当な憲法の条文を選択し、その上で、当該事案の性質や事案類型に即した判断枠組みを定立し、自らの定立した判断枠組みに基づいて具体的な検討を行うことが求められている。

《解説・講評》

〔設問 1〕について

〔設問 1〕では、ほとんどの受験生が（１）を選択していた。（２）の「八月革命説」が統治機構論での学修においてしか目にする事のないテーマであるのに対して、（１）の「政党」は人権論の諸判例でも目にする事のあるテーマであるので、そのあたりが影響したのであろう。実際、（２）を選択した答案の中には、人権論での学修の成果から着想を得て、それをヒントに解答するものもあった。

（１）では、政党の憲法上の位置づけとその役割について説明することが求められていた。これに関して、最高裁は、八幡製鉄事件判決（最大判昭和 45 年 6 月 24 日）において、「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないのであるが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできいのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである。そして同時に、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体である。」と述べている。本問の解答にあたっては、これと同趣旨のことが述べられていれば、基本的には十分であった。

ここで受験生の答案に目を移してみると、問題文において「憲法上の位置づけ」と「役割」が問われていたにもかかわらず、憲法上の位置づけ（明文で規定されていない、憲法は政党の存在を当然に予定している等）といったことへの言及を欠いていたり、政党の役割への言及を欠いている答案が、散見された。問題文における出題者からの要求に正面から応えることは、受験における基本中の基本であるので、他の試験でも同様のミスが出ないように、今後は注意していただきたい。

（２）では、いわゆる「八月革命説」の意味内容について説明することが求められていた。憲法改正には限界があるとの立場に基づいた場合、天皇主権に基づく明治憲法の改正規定によって国民主権原理を定めることは、憲法改正の限界を超えるものであるため不可能である。そのため、明治憲法の改正憲法としては、日本国憲法の有効性を認めることはできない。しかし、八月革命説は、国民主権原理の採用を要求するポツダム宣言を受諾した 1946 年 8 月に、日本において法的な意味での革命があったと理解して、日本国憲法の有効性を承認している。すなわち、日本はこのポツダム宣言の受諾によってすでに天皇主権から国民主権へと転換しているのであって、したがって、その後制定された日本国憲法は、法的な意味では明治憲法の改正ではなく、新しい憲法制定権力のもとで制定された新憲法として有効に成立している、ということになる。本問に対する解答としては、こういった点について言及できていれば基本的には十分である。

（２）を選択した者の答案は、比較的正答に近いものが多かった印象であるが、ただ、なぜ 8 月なのか、何が革命なのかといった点や、なぜ明治憲法の改正によって国民主権原理を定めることが不可能なのかといった点について、十分な言及ができてい

ないものが少なくなかった。こういった答えは、その限りで減点を余儀なくされてしまっていた。

〔設問2〕

本問の事案は、上述のとおり、オウム真理教解散命令事件（最決平成8年1月30日民集50巻1号199頁）が素材となっている。同事件の最高裁決定（以下「平成8年決定」という。）は、解散命令制度自体について、「専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではない旨を指摘するとともに、「解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない」と明言している。ここだけを見ると、信者に対しても何ら憲法問題がないということのようにも思われる。しかし、解散命令に続く清算手続の結果、「宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから（法50条参照）、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得る。」と指摘し、「何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。」と述べて、解散命令を信者の信教の自由の観点から合憲性判断に服させている。

このような最高裁の説示を参考にした場合、本問の解散命令も、信者の信教の自由（宗教的行為の自由）を直接制限するものではないことが分かる。しかし、平成8年決定は、同時に解散命令が「何らかの支障を生じさせる」ことも強調しており、本問を解答するにあたっては、この点についての着眼や検討が必要であった。

比較的上位の答案のほとんどはこの点に関する記述を欠かすことがなかったが、これに対して中位以下となった答案はこの点への言及が不足していた。また、平成8年決定は、「信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない」と指摘しており、ここに本問において採用されるべき合憲性判断の枠組みについてのヒントが与えられていたところ、こうした判例の言い回しを思い出すことのできた受験生は1人もいなかった。このあたりは法科大学院への入学後に身に付けられるべき能力ということなのかもしれない。

次に、平成8年決定は、解散命令の合憲性判断にあたり、「必要やむを得ない法的規制」であること、および、「手続の適正」の観点から検討を行っていた。そして、「必要やむを得ない」かどうかの判断にあたっては、①目的の合理性、②手段の必要性・適切性、③手段の相当性（制約される利益の性質・程度）に着目し、とりわけ③については、解散命令によって生ずる支障が「間接的で事実上のものにとどまる」ことを強調して、最終的には、「信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、抗

告人の行為に対処するのに必要でやむを得ない法的規制であるということが出来る」と結論づけていた。このような最高裁の判断枠組みやあてはめは、本問を解答する際にも大いに参考にされてよい。

ただ、上述と同様ではあるが、このような判例の判断枠組みを再現できた答案は全くなく、上位合格者の答案においても、違憲審査基準論に依拠しつつ厳格な基準を採用しただけのものがほとんどであった。もちろん判例の判断枠組みを再現しなければ減点されるという性質のものではないため、このようなアプローチで解答すること自体は否定されない。ただ、判例とほぼ同様の事案であるにもかかわらず、それと異なる判断枠組みを用いるのであれば、その理由づけとセットで論じられるのが通例である。今後はこういったことへの留意も欠かさないう気をつけられたい。

なお、本問を解答するにあたっては、上記の点を踏まえつつ、主張したい内容を適切に言語化し、論理の飛躍なく十分な理由づけを行うとともに、全体として一貫性のある主張となっていることが求められていることを、最後に付言しておく。

以 上